

令和元年 第 1 0 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日		令和元年11月25日（月）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前10時00分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名	摘要	
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫	出席	
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と	出席	
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄	出席	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫	出席	
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫	出席	
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子	出席	
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝	出席	
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好	欠席	
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一	出席	
	10	岩 上 賢		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳		
		主査	大塚 一隆		主任	塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子					
説明員		主幹	手島 淳		主査	大塚 一隆		
		主任	塩村 孝太郎		農政課	佐藤 秀幸		
		農政課	志水 翔希					
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和元年第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時03分】
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第10回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に井上委員、岩上委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	今回の総会資料のうち、議案第22号白岡市農用地利用集積の決定についてを配布させていただいております。議案の差替えをお願いいたします。
<u>議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページを御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の実家にて生活しておりますが、両親の介護等のため、実家近くに住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、市役所から300m以内であり、市街化著しい地域にある農地という理由から、3種農地と判断されます。

	また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号１について、１１月１８日に現地確認を行いました。 案内図につきましては、１ページ目を御覧ください。 申請地は庁舎西側、東北道の側道に位置する市街地の進んだ地域であり、現地は畑として使用されており、１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。白岡駅にも近く利便性も高く、現在農地として使用されています。付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。 転用理由等の詳細は事務局説明のとおりです。 皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	先ほどの説明の中で、現況地目は畑と話がありましたが、資料の現況地目は田となっていますが、説明をお願いします。
議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	資料の現況地目は田ですが、耕作の状況は現地確認した結果、田というより畑に近いものとなっております。よって、資料と現況の結果に相違が生じているものと思われます。
委員	事務局に代わり、補足説明を行います。 資料をご覧下さい。現況は昔は田でした。その後、団地ができ市街化が進んだ結果、田の排水地利用が悪くなりました。 年代は不明ですが、申請地を一括して農地転用という形で畑に申請され、現在も畑として使用されています。 ほとんどは良好な状態で農地として保全されています。埋め立てた年代は不明ですが、そのような状況で、現在に至っています。
委員	畑として耕作されているのであれば問題ないのですが、話の中で農地転用が行われて、地目が畑に変わったのであれば畑になっているのではないかと。 事務局に伺いたい。
事務局	当時の農地改良の経緯は不明である。何かしら情報連携に不具合が生じ、現在の地目が変更となっていないと思われる。
委員	このような所は氷山の一角のようなもので、地目と現況が異なっているところはあると思われる。そのような場合は、もう一度調査をして確認を行ったほうがよいのではないかと。

事務局	判明した段階で随時修正等を行いたいと思う。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[異議等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第２１号については、原案のとおり決定します。
<u>議案第２２号 白岡市農用地利用集積計画の決定</u>	
議長	日程第２ 議案第２２号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。
	[農政課担当職員、事務局席へ移動]
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。
	これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第２２号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。
	本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条に基づき、１０月７日（月）から１０月１８日（金）までの９日間で受付を実施いたしました。
	内容につきましては、
	新規設定件数 ４７件、筆数 １３９筆、面積 ９０,７４４.００㎡
	再設定件数 ２６件、筆数 ５８筆、面積 ４８,４４０.００㎡
	合計件数 ７３件、合計筆数 １９７筆、合計面積 １３９,１８４.００㎡
	計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。
	本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和元年１２月７日からとなります。また、中間管理事業を通ず利用権設定については、令和２年３月７日からとなります。
	なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
	農政課からの説明は、以上でございます。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。本案につきましては議事参与制限及があるため、新規設定番号５及び再設定番号６を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。

	御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号５及び再設定番号６を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号５及び再設定番号６を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、●●委員におかれましては、一時退室をお願いいたします。
	[●●委員、一時退室]
議長	新規設定番号５について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号５については、原案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号５については、原案のとおり決定します。●●委員は入室してください。
	[●●委員、入室]
議長	続きまして、●●委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[●●委員、一時退室]
議長	再設定番号６について御意見・御質疑等ございましたらお願いします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。本案のうち、再設定番号６については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号６については、原案のとおり決定します。●●委員は入室してください。

	[●●委員、入室]	
議長	以上をもちまして、議案第２１号及び第２２号に係る議事を終了いたします。 引き続き協議報告会を開催いたします。	
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>		
<u>協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分</u>		
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局から説明いたします。	
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の転用届出に関する先決処分についてでございますが、今回報告は１件でございます。 総会資料の５ページをご覧ください。	
事務局	番号１につきましては、駐車場敷のための転用です。	
事務局	続きまして、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する先決処分についてでございますが、今回報告は３件でございます。 総会資料の６ページ目をご覧ください。	
議長	番号１から３につきましては、住宅敷のための転用です。	
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。	
	[質疑なしという声あり]	
議長	質疑なしと認めます。	
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知</u>		
議長	続きまして、協議報告事項３、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを事務局から説明をいたします。	
事務局	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございますが、今回報告は４件でございます。総会資料の７から９ページ目を御覧願います。	
事務局	番号１につきましては、令和元年１０月７日に届出のあったものです。 番号２につきましては、令和元年１０月２１日に届出のあったものです。 番号３から４につきましては、令和元年１０月３１日に届出のあったものです。	
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。	
	[質疑等なしという声あり]	

協議報告事項 4 その他

議長

質疑もないようですので、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

○台風 19 号等災害義援金の募集について

・別添のとおり通知がありました。参考として配布いたします。

○綱紀粛正について

・別添のとおり通知がありました。参考として配布いたします。

○来月の農地改良等現地パトロールについて

・12月10日 小野田委員・岩上委員・日勝地区推進委員

・12月24日 関山委員・篠津地区推進委員

必要に応じて日程変更をお願いします。

また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

○来月総会

・12月24日（火）午前9時

・議事録署名委員の井上委員、岩上委員（欠席の場合は、荒井委員、白石委員）の両委員は来月印鑑をお願いします。

以上で、協議報告事項 4 その他を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員

台風 19 号では埼玉県も甚大な被害がありました。そこで、台風の後、現地を見回りました。その際、下流から流れてきた稲藁が U 字溝や水路、田一面に藁が入ってしまった場所が数多くあった。この処理について農業委員会ではどのようにお考えか。

議長

地域差があるので、御意見等あれば皆さんからお話を聞かせていただければと思う。どなたか御意見ございますか。

委員

実ケ谷地区の一部にも北風に乗った稲藁が入ってしまった場所があり、稲藁の処理には苦勞をしている。市でも対応をしていただきたいという意見が出ている。他にも意見がある方がいらっしゃれば伺いたい。

議長

他にどなたか御意見ございますか。

委員

馬立の農業道路にも台風の影響で稲藁が入ってしまった。農業委員だから稲藁を片付けて欲しいと言われた。私と申出者も一緒に時間の合間をみて稲藁の処理をしたが、機械がないと対応できず、土地もぬかるんでいた。稲藁の処理も農業委員の仕事なのだろうか。

議長	農業関係は農業委員以外に農事委員もあり、農業委員は農業委員の職務がある。事務局に伺いたい。
委員	地域によっては稲藁が数十センチ堆積した場所がある。委員として手伝っている。
委員	農業委員会あるいは農政課として、市は稲藁の被害なり件数をどのくらい把握しているのか。稲藁処理には苦慮しており、乾燥させてから焼却処分をするほか方法がない。稲藁をそのまま土手等に留置した場合、堆肥化され、耕作機械の侵入が妨げられ、弊害が生まれてしまう。本来ならボランティアの方が堆肥化された稲藁を畑の耕作に使用してもらうことが理想であるが現状としてはうまくいかない。事務局ではどのくらいの被害面積等を把握しているのか伺いたい。
局長	被害面積等は把握していない。実際、稲藁の処理に対する要望は受けている。対応については、国からの助成金等の話はきいているが、なかなか進んでいない状況である。各農家への圃場での対応はこれから説明をさせていただく。実際には全域から稲藁に対する要望があるわけではなく、地域の一部を抽出して話を聞いた限りでは会長から先程お話があったとおり、地域によって風の吹き方、水の出方によって差があるのかと思われる。実際、どれだけの被害があるということは把握していない。
委員	台風の後、農地の写真を撮影してきた。写真は田一面が藁に覆われている。耕作している方は高齢者です。水路には全部藁が入っていて腐敗している。せめてU字溝や水路だけは行政で対応をお願いできないか。
局長	すぐにという予定はないが、これから各圃場に対して焼却等する際、国の助成を受けて対応する話は固まってきているのでお話はさせていただく。水路、道路については日ごろ皆さんの地域で処理をしていただいている話は伺っている。まずは被害状況を情報提供していただき、これから対応をしたい。
議長	稲藁の話は今に始まったことではない。今回は稲藁の集積量が今までの比ではない。農業委員だから稲藁を処理するということではないので、協力することは良いことだが、申出者には話しをした方がよいと思われる。
委員	最終的に4、5人で集まって処理をした。処理後の稲藁は焼却することになった。田で稲藁を焼却してよいのか悩んでいる。水路に稲藁が溜まってしまうと来年、水路に水を通す際に困ってしまう。処理の手伝いはするが納得はいかない。
議長	農業委員の責任ではないので、近所で手伝う分にはよいと思う。梨の枝は消防署へ届かず黙認で焼却している。稲藁もそれと同じ対応が取れるのかどうか、特例的なものがあるのか。焼却するとすぐに通報を受けるので、焼却前には事前に消防署へ連絡を入れている。これが正しい問題ということではなく、そういう方法もあるのではないかと。
委員	補足とし、梨の枝の焼却については消防署へ届出をし、許可を得て対応している。地場産業である梨の枝の焼却はやむを得ない。議長のおっしゃったとおり、ほとん

	どの農家の方は事前に消防署に連絡をして対応をしていると思われる。今回の稲藁についても、いっぺんに焼却するのは難しいと思うが、小分けして焼却できれば大丈夫ではないかと思う。
委員	委員がおっしゃったとおり、農作業で出る藁、粃、神社のお札等については、程度にもよるが、焼却しても差し支えない。ただし、近所の人が迷惑だという話があれば止めなくてはいけない。そういった曖昧な表現になっている。基本的には、農作業で出た藁などについては焼却してもやむを得ないという解釈である。基本的には消防署へ届出をすればよいと思われる。
委員	たしか県の条例にあっても、農作業で出たものに対する焼却については違反に問われない。ただ、委員がおっしゃったとおり、周りの人が粃殻などを焼却する際の煙、において通報される方がいる。だが、農作業の一環の焼却であれば、これは法令的に違反とは当たらない。解釈としては県も市も同じであると思う。これを曖昧にしておく、焼却していることが悪いと思われてしまう。もとは、所沢方面の山林において産業廃棄物を焼却し、風評被害をうけ野菜が売れなくなったことが原因である。なので、白岡でもそのような問題が起きるのは、梨の枝や稲刈りした後の焼却作業によって、煙が風に乗って近くに人家があると苦情が来る。農作業に関しての誤った認識というのは、農業者に対してきちんと伝える必要があるし、理解が必要で、その中でも迷惑がかからないように、煙のにおいや風向きなど、そういったことを踏まえて農作業をすれば、住民の方からも理解が得られるのではないかと思う。条例の件は事務方で詳しく調べておいて欲しい。自分の認識ではそのように考えている。自分もそのような認識で作業をしている。
委員	条例では禁止されている。ただし、農作物や神社のお札は例外で他人に迷惑がかからないよう対応すればよいという例外規定がある。周りの人が迷惑だと言われればやめなくてははいけない。基本的には禁止である。
委員	10年程前、風の強い日にU字溝に砂が大量に入った経緯がある。その時市の方では処理の対応をしていただいている。今回の稲藁の件に関しても行政で対応をお願いしたい。
議長	今後の課題を踏まえ、行政でも対応をお願いしたい。
委員	今回の台風で甚大な被害を受けた地域もある。先ほど話しがあったとおり、この件に関しては行政の対応をぜひお願いしたい。
議長	対応については行政から話がでているようなので、対応をお願いしたい。
委員	行政側ではどのような対応をしていただけるのか伺いたい。
議長	対応についての話は途中段階であることは聞いている。事務局から説明をお願いしたい。
農政課	台風19号にかかる稲藁の処理の支援ということで、国の農水省関係と環境省関

	係が連携をしている会議に参加をした。稲藁については、自分の圃場から集積所といわれる所に運び込むものに対して1 m³あたり5 0 0 0円補助をする話がきている。自分の圃場の中で稲藁を処理する方針は示されていない。稲藁を運び出して集積所へ運ぶ行為に対して5 0 0 0円補助されるという方針が示されている。 その他、環境省からは稲藁の処分料、こちらは蓮田白岡環境センターで、処分料については減免で対応する話である。蓮田白岡環境センターは災害交付金を受け取り、一般的な持ち込みに対しては費用がかからず処分できる話を聞いている。 その他、白岡市、蓮田市の農政関係と環境関係、環境センターと協議をし、対応としては、現時点での集積場所は蓮田白岡環境センターに指定された。圃場から出た稲藁を環境センターに直接運び込む労賃として、稲藁1 m³あたり5 0 0 0円で対応する。申請に関しては、個人で申請できるものではなく、3名以上のグループで申請することになっている。各圃場もまちまちなので、グループ化もできずらいということで、これについてはJ A南彩が受け皿となり、J A南彩が申請者として一括で申請をし、受け取った補助金について各個人へ分配する流れで検討している。 国から大枠は示されているが、細かい要綱等まだ出来上がっていない状況である。白岡市では蓮田市と蓮田白岡環境センターとJ A南彩と協力をし、対応したい。今、準備中なので、今月J A南彩を通し対応を示したい。
局長	補足として、水路等の稲藁については状況を報告していただき、現場を見て対応を考えたい。費用面や段取りの問題もある。早い対応はできにくいかもしれないが、まずは情報をお寄せいただき、現場を確認する作業をしたい。
委員	費用面という話があったが、市の方も土木関係の職員がいると思う。処理について、通常の仕事の一環として進めて頂ければ可能なのではないか。以前、砂がU字溝に入りこんだ際、土木関係の職員に対応していただいた経緯がある。今回も、U字溝の稲藁に対しても検討してみてもどうか。
委員	稲藁の処理について各農家の情報の提供、趣旨の決定を事務局はどのように対応するのか。補助金制度の案内について窓口はJ A南彩と伺ったが、その辺も事務局として速やかに対応していただきたい。現在の被害状況を明確に、土木関係の職員の対応の検討もお願いしたい。
農政課	申請についてはJ A南彩の支部を通して話はしていただく。稲藁を環境センターに運び込む際、誰が運び込んだか分からなくなならないよう、市またはJ Aの営農センターへ運び込みを行うことを事前に連絡していただき、それをこちらで取りまとめし、誰が搬入するか環境センターへ情報提供をする。それに基づき減免の申請を用意し、それを持って環境センターへ行っていただく流れとなっている。よって、市とJ Aの両方が窓口となる形となる。補助金の受け皿となるのはJ Aとなる。
議長	よろしいでしょうか。よろしければ次に進めたいと思う。
局長	農政課からも話があったように、近いうちJ A南彩の支部を通して概要をお知らせする。まだこの補助に対して国は要綱も定めていない。国の説明会も3回ほどあ

議長	ったが、まだ先週の段階でも検討中という状況である。1 m³をどのように計測するのか、それを重さで計測することではいけないのか質疑もでているが、回答も検討中である。1 m³の容積をどのように計測するのかチラシにも入れる予定だが、まず圃場の写真を撮ること、積み込んだ時の写真を撮ること、は指示をされている。車に積み込んだ写真から国庫補助となることから、会計検査が入ったとき、この写真を元に何m³出したのか導き出すのは疑問ではある。まだ全容が決まっていない状況である。お待たせいただいている状況ではあるので、先ほど申し上げたように、環境センター、J A南彩にご協力いただいて話し合いをもって進めさせて頂いている状況である。個人の圃場の部分についてはチラシを待って頂いてご対応をお願いしたいところである。また、水路、道路の稲藁についての対応は農業委員、推進委員を通じて事務局へ情報提供をお願いしたい。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【開会 午前10時00分】
----	--